

## 入札における「無効」の取扱いについて

(令和2年5月1日より)

### 1 誤字・脱字

(1) 各欄における記載内容に誤字・脱字があるもの

- ・ 「工事名」・・・「等」の脱字
- ・ 「路線名」・・・「等」の脱字
- ・ 「工事箇所等」・・・「工事ヶ所等」の誤字

※ 新字、旧字についても、指名通知書のとおりでなければ無効

※ 訂正している場合に、「捨印+〇〇字訂正」若しくは訂正印がないものは無効  
なお、代理人が応札している場合は、代理人の印で訂正していなければ無効  
(代表者印での訂正は無効)

※必ず指名通知書等の記載のとおり記入すること

### 2 押印に関する不備

(1) 入札書において入札者の押印がないもの

- ・ 代表者（本人）
- ・ 代理人（復代理人）

※ 代理人が応札する場合で、代理人の印に加えて代表者（本人）印が押印されているものは無効として取り扱う。（記載例のとおりとすること。）

(2) 委任状において押印（委任者、（復）代理人）がないもの

(3) 代表者（復代理人）の印影が委任状と入札書で異なっているもの

### 3 入札日の記載誤り

(1) 入札日が異なっているもの

(2) 入札日を記載していないもの

### 4 委任状の不備

(1) 各欄における記載内容に誤字・脱字があるもの

- ・ 「工事名」・・・「等」の脱字
- ・ 「路線名」・・・「等」の脱字
- ・ 「工事箇所等」・・・「工事ヶ所等」の誤字

※ 新字、旧字についても、指名通知書のとおりでなければ無効

※ 訂正は、代表者印で行わなければ無効（代理人印での訂正は不可）

◎ 委任状については、入札執行前に確認しているため、誤りのある委任状については、入札参加者を呼び、誤りのある旨を指摘して、修正を求めること。

この際、委任状に捨印が押印されている場合か代表者印を持参している場合は修正が可能であるが、そうでない場合は、委任状が修正できない以

上、委任状不備により無効となる旨を告げた上で、応札させる。

なお、その際の修正は、文言の末尾に脱字がある場合若しくは記載すべき項目に全く記載がない場合は、訂正印の押印なしで認めているが、文言の途中の脱字や誤字訂正は訂正印の押印（捨印可）を求めている。

## 5 宛名誤り

- (1) 「北島町長 ○○○○」以外のもの（町長）を宛名として記載しているもの  
（例）北島町長
- (2) 宛名の記載がないもの

## 6 「入札金額」欄の記載不鮮明

- (1) 記載されている数字が不鮮明なもの  
（例）0 か 6 かが判別できない
- (2) 金額の前に「¥」が記載されていないもの
- (3) 金額を訂正しているもの  
※ 訂正印が押印されているものでも無効

## 7 「入札者」欄の誤り

- (1) 記載がないもの
- (2) 代理人に応札させている場合に、代理人の記載の前に「代理人」の表記がないもの
- (3) 代理人に応札させている場合に、代理人の記載がなく、あたかも本人入札であるかのような記載（代表者印の押印あり）になっているもの  
※ 北島町では、委任状の提出がある場合は、入札の出席者は代理人であるとみなして、上記のように取り扱う。  
※ 代表者の職名（「代表取締役」等）の記載のないものは無効とする。

## 8 表題誤り

- ・ 再度入札の場合に、「再」の字がなく、「再入札書」でなく「入札書」となっているもの
- ・ 封筒にも「再」の字がないもの
- ・ 「見積書」となっているもの

## 9 入札箱への投函誤り（入札箱を使用する場合）

1回にまとめて数件の入札を同時に行う場合、その入札箱には工事名等の記載をしているが、まれに投函誤りが生ずる時、その場合は次のように取り扱う。

- ・ 当該業者を指名している案件で入札書の提出があるもの・・・記載事項誤りで無効
- ・ 当該業者を指名している案件で入札書の提出がないもの・・・「不提出」として開札結果調書に記載
- ・ 当該業者を指名していない案件で入札書の提出があるもの・・・入札書は無効

として取り扱う。(開札結果調書には記載せず)

※ 例えば、誤って他の入札書のところに投函したものは、その場で入札参加者が気づき、誤って投函した入札書の再投函を求めた場合(入札書の提出締め切りの宣言前)は、再投函は認める。

※入札書は必ず封筒に入れて提出すること。(入札書だけの提出は無効とする。)

- 10 入札に参加する資格がない者の入札
  - ・年間委任状には復代理人選任の権限委任の記載がないにもかかわらず、復代理人が入札しようとしたとき、また、代理人の住所氏名の記載がないとき。
  - ・年間委任状の有効期限切れ
- 11 委任状を持参しない代理人の入札
  - ・入札書には代理人の表示があるが、委任状の提出がないとき。
- 12 同一事項に対してした2通以上の入札
  - ・A社の代表者として入札に参加しているが、同じ入札に参加しているB社の代理人として入札したとき。(A社の入札は有効、B社の入札は無効)
- 13 他人の代理人を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をした者の入札
  - ・同じ入札に参加しているC社及びD社の代理人として同一人物が入札するとき。  
(C社、D社の入札とも無効)
- 14 明らかに連合によるものと認められる入札
  - ・入札会場で入札中に横、前後の席、あるいは席を立てて他の入札者と話し始めたとき。(入札会場での立席、会話には注意をし、指示に従わない等問題がある場合は退場を命じて、入札辞退として扱う。)
- 15 要件を満たさない工事費等内訳書を提出した者又は工事費等内訳書を提出しない者の入札
  - ・工事費等内訳書を持参していない場合、会社印鑑を持っておればその場で作成できない。(代理人による作成は認めておらず、提出がない場合はすべて無効とする。仮に代表者が入札参加している場合でも、あらかじめ作成していない以上、同様に無効とする。)
  - ・工事費等内訳書は作成したが、持参するのを忘れたとのも申立てがあった場合も無効とする。
  - ・工事費等内訳書に社名印がない等の誤りがあった場合  
(記名はあり、どの入札者の工事費等内訳書か判別できるもの、工事名等に記載誤りがあってもどの工事のものか明確に判別できるものは有効とする。代表者印がなくても有効とする)
  - ・合計金額のみ記載しているもの。
  - ・工事費等内訳書と入札金額とに相違がある場合は無効とする。